

命 令 書

申立人 全日本造船機械労働組合
申立人 全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会

被申立人 笠戸船渠株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人全日本造船機械労働組合（以下「全造船」という。）は、造船機械金属産業に働く労働者で組織する労働組合であり、申立時の組合員数は約7,000名である。
- (2) 申立人全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会（以下「分会」という。）は、笠戸船渠株式会社に勤務する労働者で組織する労働組合であり、申立時の組合員数は53名である。
- (3) 被申立人笠戸船渠株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を置き、下松市に造船所（以下「笠戸造船所」という。）を有し、船舶の建造及び修理を業務内容とする資本金22億6,000万円の株式会社で、申立時の従業員数は1,152名である。
- (4) 会社には、申立人分会のほか、全国造船重機械労働組合連合会（以下「重機」という。）に加盟する笠戸船渠労働組合があり、組合員数は約1,030名である。

2 笠戸造船所の職制及びその組合員の範囲

笠戸造船所には、所長、副所長、部長、副部長、課長、副課長、係長、作業長、班長、守衛長、守衛次長の職制がある。また、スタッフという職名もあるが、職制上は一般の従業員である。

この職制のうち、副課長以上は組合に加入することができないが、係長以下の職制（以下「下級職制」という。）は加入することができる。ただし、労務係長、経理係長、守衛長、守衛次長は加入することができない。

3 組合の分裂に至る経緯

- (1) 会社には、昭和58年4月以前、組合員約1,080名で組織する全日本造船機械労働組合笠戸船渠分会（申立人分会と同じ名称のため、以下「旧分会」という。）が結成されていた。
- (2) 昭和54年11月6日、会社が所定労働時間30分延長、年間休日10日削減の合理化案を旧分会に提示したところ、旧分会はその白紙撤回を求めて翌年の3月までの間に31波に及ぶ争議行為を行った。
- (3) 昭和55年2月9日、旧分会は会社がストライキ通告書の受取拒否、組合員に対する争議行為不参加の強要を行ったとして、当委員会に不当労働行為の救済申立てを行ったが、同年3月5日、当委員会の関与和解により同事件を含むすべての労使紛争は終結した。

- (4) 昭和55年4月ごろ、組合員の中から全造船の運動方針や旧分会執行部の指導を批判する者が現われ、C1を会長とする「笠戸ドック労組民主化推進会議」（以下「民主化会議」という。）というグループを発足させた。
- しかし、このグループは二、三か月後には消滅した。
- (5) 昭和57年10月の旧分会の役員選挙では、執行委員長に民主化会議の会長であったC1が選出されたほか、副執行委員長、書記長及び2名の執行委員も民主化会議の会員であった者が選出された。
- また、28名の旧分会の職場委員も大半は民主化会議の会員であった者によって占められた。
- (6) 昭和58年4月18日、C2班長（以下「C2班長」という。）ら26名の旧分会の職場委員は、全造船を脱退し、重機に加盟するための職場委員会及び臨時大会の開催を要請する書面をC1執行委員長（以下「C1委員長」という。）に提出した。
- C1委員長は、これを受けて翌19日、緊急職場委員会を開催し、臨時大会開催を決定して、直ちに告示をした。
- (7) 4月19日、会社は旧分会の臨時大会で組織問題が議題となっていることを知り、B1取締役副社長が管理職を集めて、組合内部の問題に口出ししないよう指示した。
- (8) 旧分会が臨時大会の開催を告示した翌日から、全造船脱退に反対する組合員は、笠戸造船所の正門前でビラを配布するなど、脱退を阻止するための活動を行った。
- 一方、全造船脱退に賛成する組合員も、これに対抗して笠戸造船所の正門前に集合してビラを配布したり、重機に加盟を勧めたりした。
- (9) 4月25日、全造船はC1委員長ら5名の旧分会役員の権利停止、臨時大会開催の禁止等の処分を行った。
- これを受けて翌26日、全造船脱退に反対する25名の旧分会員は、下松市内の川口旅館で臨時大会（以下「分会臨時大会」という。）を開催し、全造船から権利停止をされた5名の役員を解任し、補充選挙を行ってA1を執行委員長とする新役員を選出した。
- (10) 旧分会は、4月26日、会社の体育館で臨時大会を開催し、同月28日には批准投票により、全造船を脱退し、重機に加盟すること及び組合の名称を笠戸船渠労働組合（以下「笠戸労組」という。）に変更することを決定し、直ちに会社と従前締結していた労使間協定における組合の名称を笠戸労組と読み替える確認書を交わした。
- (11) 5月6日昼休み、A1は分会名義の書面により会社に対しA2（以下「A2」という。）ら6名の分会役員の氏名の通知及び労使協議会の開催要求を行うとともに、分会員は当面6名であると述べた。
- これに対して会社は、旧分会との間に従前の協定における組合の名称を笠戸労組と読み替える確認書を交わしていたこと、笠戸労組に問い合わせたところ、この6名とも笠戸労組員との回答があったことから、5月9日、A1に対して分会の設立の経緯、笠戸労組との関係及び労働組合法上の組合であることを明確にするよう書面で求めて直ちに分会を認めなかった。
- (12) 5月12日、笠戸労組は分会臨時大会に出席したA3、A4、A5、A6ら24名の氏名を分派集団として組合日報で公表した。
- (13) 5月19日、笠戸労組は、分会臨時大会に出席した25名（6名の分会役員を含む。）の

除籍を決定し、会社にこの旨通知するとともに、翌日、告示等で公表した。

会社は、この通知により前記6名が笠戸労組を除籍されたことが判明したため、分会を認めた。

- (14) 5月23日午後2時前、分会のA7書記長は、労務課前の会議室でB2総務部長、B3労務課長に組合費の天引きを要求する書面と組合員名簿を手交した。

この組合員名簿には、笠戸労組を除籍された25名と、A8、A9、A10、A11、A12、A13ら29名の氏名が記載されていた。

会社は、従来、組合より提出された書面は管理職に配布していたことから、この組合員名簿を受け取ると直ちにその写しを部課長ら管理職に配布した。

4 分会員に対する脱退懲憑

- (1) C2班長のA2に対する発言

分会員A2は、船殻課内業係C3班に所属しており、4月20日ごろから分裂の阻止、組合員確認のオルグ活動を行っていた。そして同月26日の分会臨時大会で分会の執行委員となった。

5月6日午後2時50分ごろ、笠戸労組の職場委員である同係のC2班長は、作業中のA2に対して、短い時間であったが「お前いいかげんにやめいや、時代の流れがこのようになってきているのにお前それが分からんのか、ええことにならんぞ。」と言った。

- (2) C4のA4に対する発言

分会員A4（以下「A4」という。）は、船殻課内業係に所属し、笠戸労組員のC5内業係長（以下「C5係長」という。）の部下である。

5月12日、内業工場で働いている一般の従業員で笠戸労組員のC4（以下「C4」という。）は、作業中のA4に対して笠戸労組に加入するよう勧めた。

- (3) C6班長のA14、A15、A16、A17に対する言動

分会員A14、A15、A16、A17（以下「A14ら」という。）は、生産技術の職場に所属しており、笠戸労組員のC6班長（以下「C6班長」という。）の部下である。

5月20日、C6班長は作業中のA14らに対して分会をやめて笠戸労組に入るよう勧めたところ、A15、A16、A17が笠戸労組への加入を希望したので、会社の帰りにこの3名を笠戸労組の事務所へ連れて行った。3名はそこで加入の手続を行った。

また、その後A14も笠戸労組に加入した。

- (4) 5月23日の脱退懲憑

ア C7班長のA9に対する発言

分会員A9（以下「A9」という。）は、船修課作業一係C7班に所属しており、笠戸労組員のC7班長（以下「C7班長」という。）の部下である。

5月23日午後3時すぎ、課長の机上にあった分会の組合員名簿の写しにA9の氏名があるのを知ったC7班長は、1号ドックで作業中のA9に対して「君は全造船に入ったのか。」と話しかけたところ、A9は「会社をよく休み欠勤も多いので重機に入れば首になる、全造船に入会したら助けてもらえるから入会した。」と言ったので、C7班長は「そんな理由で全造船を選んだのか、それは君の考え方が間違っている、悪い事は悪い事だ、まして少ない組合に入会してそんなことができるものか、そんな理由で全造船に入会するのであればやめておけ、むしろ多い組合に入会すべきだ。」と言い、

分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧めた。

イ C 8 係長の A 8 宅への訪問

分会員 A 8（以下「A 8」という。）は、船修課作業一係 C 7 班に所属しており、笠戸労組員の C 8 作業一係長（以下「C 8 係長」という。）の部下である。

5 月 23 日午後 8 時ごろ、C 8 係長は A 8 の自宅を訪問したが、A 8 は不在であった。

ウ C 8 係長、C 9 スタッフの A 9 に対する言動

A 9 は C 8 係長の部下である。

5 月 23 日午後 8 時すぎ、C 8 係長と笠戸労組員の C 9 スタッフ（以下「C 9 スタッフ」という。）は、A 9 の自宅を訪問し、全造船は共産党である、全造船にいたら子供のためにもならないという趣旨のことを言い、分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧めた。

エ C 8 係長、C 10 作業長、C 9 スタッフの A 10 に対する言動

分会員 A 10（以下「A 10」という。）は、船修課作業一係 C 7 班に所属しており、C 8 係長の部下である。

5 月 23 日午後 10 時半ごろ、C 8 係長、笠戸労組員の C 10 作業長（以下「C 10 作業長」という。）、C 9 スタッフが A 10 の自宅を訪問した。

そこで C 8 係長は「全造船にあんた入っちよる言うが重機の方へ入ってくれんか。」、「全造船は皆赤じゃ。」、「あんたと同期の者と賃金の差もはっきり出るぞ、今から先は。」、「子供の学校へ行くのもええ学校には行けんし、就職先もええとこはないし、結婚のときにもこれが何かの問題になるぞ。」と語り、C 10 作業長は「わしが一筆書いてやるから重機の方へ来い。」と語り、分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧めた。

オ C 11 スタッフの A 18 に対する言動

分会員 A 18（以下「A 18」という。）は、船修課作業一係 C 7 班に所属しており、笠戸労組員の C 11 スタッフ（以下「C 11 スタッフ」という。）とは自宅が近所で親密な間柄であった。

5 月 23 日、課長の机上にあった分会の組合員名簿の写しに A 18 の氏名があるのを知った C 11 スタッフは、同日帰宅後、A 18 の自宅を訪問したが、同人は不在であったので同人の妻がパチンコ店にいる同人を電話で呼び出してくれた。そこで C 11 スタッフは A 18 に対して分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧めた。

(5) その他の脱退懲遡等

ア 4 月 30 日、船殻課内業係の笠戸労組員 C 12 作業長（以下「C 12 作業長」という。）は、就業時間中、内業工場と同係の分会員 A 12（以下「A 12」という。）に対して、全造船にいたら良いことにならないという趣旨のことを言った。

イ 5 月 12 日、労務課の笠戸労組員 C 13 守衛（以下「C 13 守衛」という。）は、元職場の同僚であった船殻課生産設計係の分会員 A 3（以下「A 3」という。）が残業を終えて帰る際に守衛所前で話しかけ、全造船にいると自分のためにならないので、考え方を改めた方が良いのではないかという趣旨のことを言った。

ウ 5 月 14 日、笠戸労組員の C 14（以下「C 14」という。）は、就業時間中、同僚の船殻課内業係の分会員 A 13（以下「A 13」という。）に対して、全造船はやめた方が良くという趣旨のことを言った。

エ 5月20日、笠戸労組員のC15（以下「C15」という。）は、就業時間中、内業工場
A12に対して、全造船にいたら良いことにならないという趣旨のことを言った。

オ 5月23日、C7班長は残業中のA10に対して「お前たちは全造船におるんじやのう。」、
「お前たちは馬鹿じやのう。」と言った。

カ 5月23日午後7時ごろ、船修課の笠戸労組員C16班長（以下「C16班長」という。）
は、部下の分会員A11（以下「A11」という。）の自宅を訪問し、あとからやって来た
A11の同僚C17（以下「C17」という。）とともに、A11に対して笠戸労組に加入する
よう勧めた。

その数日後、A11は分会を脱退した。

キ 5月25日午後、船殻課内業係の笠戸労組員C18作業長（以下「C18作業長」という。）
は、内業工場で作業中の部下の分会員A19（以下「A19」という。）に対して「職場全
体が重機に加入しているがA19君はどのような気持か。」「A19君一人残っているが重
機に替わらないか、自分のためにも良いように思う。」と言った。

ク 5月27日昼休み、C10作業長は会社構内で分会員A20（以下「A20」という。）に対
して「重機に帰れ、君のためになる。」と言うと、A20は「重機の組合に加入したら自
分の保証が何かあるか。」と答えた。そこでC10作業長は「重機の全組合員が君を守っ
てくれる。」と言うと、A20は「何か保証する書類がないと帰れない。」と答えたので、
C10作業長は「それでは一筆何か書いてやる。」と言った。その後しばらくしてA20
は分会を脱退して笠戸労組に加入した。

ケ 5月の末ごろ、船殻課外業係の笠戸労組員C19班長（以下「C19班長」という。）は、
会社構内で部下の分会員A21、A22、A23（以下「A21ら」という。）に対して、それ
ぞれ自分の班は殆どの者が笠戸労組に入っている、二人一組で作業するので笠戸労組
の者と作業するとき話が合わなくなりほしくないかという趣旨のことを言った。その後
この3名は分会を脱退した。

コ 5月30日午後7時ごろ、笠戸労組員のC20生産設計係長「以下「C20係長」という。）
は、部下のA3の自宅を訪問し、同人に対して分会を脱退して笠戸労組に加入するよ
う勧めた。

サ 6月7日昼休み、船装課の笠戸労組員C21作業長、C22スタッフ（以下「C21作業
長ら」という。）は、同課の分会員A24に対して分会を脱退して笠戸労組に加入するよ
う勧めた。

シ 6月11日午後8時すぎ、C20係長は下松市内の喫茶店で、高校の後輩である分会員
A25（以下「A25」という。）に対して、分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧め
た。

5 A5、A6の残業

(1) 笠戸造船所には船舶の建造を行う造船部と、船舶の修理を行う修繕部とがある。

分会員A5（以下「A5」という。）、A6（以下「A6」という。）は、造船部船装課
船装係C22班に所属している。C22班は同係のC23班と同様に新造船の配管工事を行っ
ている。C22班は班長以下12名、C23班は班長以下10名で編成されているが、この両班
はもともと従業員の管理上二班に分けられたものであることから、多忙なときには班員
を融通し合うなど互いに協力し合う関係にあった。

C22班、C23班の属する船装係では、A5、A6以外はすべて笠戸労組員である。

- (2) 笠戸造船所では昭和57年12月以降は新造船工事が少なかったため、造船部の従業員は交替で雇用調整金受給に伴う教育訓練（以下「教育訓練」という。）を行ったり、修繕船工事の応援を行ったりしていた。

この修繕船工事の応援は、修繕部の担当課長から造船部の船装課長へ要請があった場合に行い、応援に行く者の人選等は係長、作業長、班長が行っていた。

また、修繕船工事は工期が短く、作業人員も限られているため、残業（休日出勤も含む。）が行われることが多かった。この残業の指示は班長が工事の進捗状況を把握して当日の昼休みに行っていた。

- (3) 昭和57年12月以降は、C22班、C23班では修繕船工事の応援のあるときにのみ残業が行われていた。この当時のA5とA6の残業は、次の表のとおりである。

（単位：時間）

年月 氏名	57年 12月	58年 1月	2月	3月	4月	5月
A5	0	0	2	41	0	0
A6	17	0	0	25	0	0

- (4) 4月から5月にかけて、C22班では教育訓練を行っており、C23班でも同様に教育訓練を行っていたが、一部班員は新造船工事に就労していた。

この工事では、工程を維持するため、更に二人ほど作業させる必要が生じたのであるが、他のC23班員が教育訓練中であり、これに充てることができなかったため、C24船装係長は、C21作業長、C22班長と協議して教育訓練の区切りの良かったC22班のA5、A6を5月17日から作業させることに決定した。

そこでC22班長は、17日の朝、この二人に対して、その日からC23班長の指示を受けて作業するようにと伝えた。

- (5) A5、A6は、5月17日からC23班長の指示を受けて新造船工事に就労した。新造船工事では着手してから完了するまで同一人が行うことを基本方針としていたので、二人の就労は8月11日ごろまで続いた。

- (6) A5、A6を除くC22班員は、休暇、教育訓練中の者を除き、5月18日から主として修繕船工事の応援を行うようになった。そして同日より7月8日までの間、この応援で30時間ないし50時間残業をしていた。

また、この間、C23班でもC22班と同様に修繕船工事の応援を行っており、中にはC22班が応援している修繕船工事に就労して残業を行った者もいた。

しかし、この期間中、A5、A6には残業はなかった。

- (7) 7月6日始業前、A5、A6はC22班長に対してなぜ自分たちに残業させないのかと抗議した。

- (8) 7月9日、この日は土曜日で休日に当たっていたが、A5、A6は出勤し、C22班長らと修繕船工事に就労した。

- (9) 7月11日以降、A5、A6は正規の就労時間はC23班で新造船工事に就労し、その時間以後はC22班長の指示を受けて他のC22班員とともに修繕船工事の応援を行うようになり、7月はA5は36時間、A6は44時間30分の残業を行った。

(10) 8月8日、A5、A6は分会役員らとともにB4課長に対していつまでC23班で就労させるのかと抗議した。その後二、三日してから二人はC22班に戻った。

6 年次有給休暇への振替え

(1) A7の年次有給休暇

分会書記長A7（以下「A7」という。）は、船体設計課船殻係に所属しており、C25係長の部下である。

昭和58年5月25日朝、A7は当日欠勤することを電話でC25係長に連絡した。

翌26日午前8時すぎ、A7は当日も欠勤することをC25係長に電話で伝えようとしたが、C25係長が不在であったため、同僚の分会員A26（以下「A26」という。）に当日欠勤することを伝えた。しかし、A26はこの電話を分会書記長としての所在の連絡と勘違いしたため、上司には報告しなかった。

同月27日朝、A7は25日、26日の欠勤を年次有給休暇に振り替えるため、C25係長に届書を提出した。C25係長は当初、26日の欠勤は連絡がなかったことを理由にその振替を拒否したが、やがてA7がA26に連絡していたことが分かったため、その届書に押印した。

そしてA7は、B5課長にも届書を提出したところ、B5課長は「25日は有給休暇としていいけれども、26日は有給休暇としては認められない。」と言った。

そこでA7は「どうして有給休暇が認められないのか説明してください。」と言うと、B5課長は「係長に聞いても連絡がなかったからだ。」と答えたので、A7は「連絡していないことないちゅうことをちょっと前ここを離れとる席で聞かれておるじゃありませんか、係長もちゃんと印鑑押してくれておるじゃありませんか。」と発言し、また、就業規則でも3日以内なら年次有給休暇への振替えができることになっていること、今までは自分だけでなく他の者にもその振替えが認められていたことなどを主張し、12時すぎまで抗議したが、その日は結論が出なかった。

しかし、翌日の朝になって、B5課長は26日の欠勤を届出欠勤として年次有給休暇に振り替えることを認めた。

(2) A27の年次有給休暇

分会員A27（以下「A27」という。）は、船殻課外業係C26班に所属しており、C26班長の部下である。

A27は昭和58年5月30日に欠勤した。

翌日昼ごろ、A27は前日の欠勤を年次有給休暇に振り替えるため、C26班長に届書を提出したところ、C26班長からC27作業長のところへ行くようにと言われたので、C27作業長にその届書を提出した。するとC27作業長は「これは駄目だ、連絡が取れていない。」と言ったので、A27は「そんなことはない、C28に伝えている。」と答えた。

このような二人の話を聞いていたC29外業係長（以下「C29係長」という。）は、A27の欠勤の連絡の有無を確認するため、ミーティング場所にいたC28に対して「A27君が君に休むことを伝えておったと言っとるけれども、どうかね。」と尋ねた。するとC28は「全然聞いておりません。」と答えたので、欠勤の連絡のないことが判明した。

そのため、5月30日の欠勤は年次有給休暇への振替えが認められなかった。

(3) 年次有給休暇への振替えに関する就業規則の規定

欠勤及び年次有給休暇について、会社の就業規則では次のとおり規定されている。

第33条 病気その他やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、あらかじめ所定の届書をもって所属長に届け出なければならない。

2 やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができないときは、原則として、欠勤当日中に所属長に連絡のうえ出勤後3日以内に所定の届書でもって届け出なければならない。

3 略

第35条 年次有給休暇を請求するときは、あらかじめ所属長を経て、届出なければならない。

2～3 略

4 欠勤は、年次有給休暇に振替えることができる。ただし、振替えの願い出は、欠勤後3日以内にしなければならない。

この第33条の規定により届出又は連絡のあった欠勤を届出欠勤と呼び、それ以外の欠勤を無届欠勤と呼んでいる。また欠勤当日中の連絡は所属長にするよう規定されているが、所属長でなく同僚でも良いように運用されていた。

そして第35条4項の規定は、届出欠勤の場合にのみ適用されていた。また無届欠勤を年次有給休暇へ振り替える慣行はなかった。

7 ソフトボール大会の開催

(1) 船殻課員のレクリエーション活動の一環として毎年ソフトボール大会が行われており、課のレクリエーション委員がこれを企画運営している。この大会の費用には会社からグループ提案活動を行うグループに対して交付される賞金の一部と参加チームの参加料とが充てられ、開会あいさつと賞状の授与は船殻課長が行っている。

ソフトボール大会の開催通知は、開催日の約1か月前に2か所の掲示板に張り出され、これを見て各班はチームを作っている。A27の所属するC26班は例年C30班とチームを作るようになっていた。

(2) 昭和58年7月9日に開催が予定されていたソフトボール大会は、同年6月から掲示板にその開催通知が張り出されていたが、A27はこの通知を見ていなかったため、7月5日ごろ、C31レクリエーション委員長にその開催の有無を尋ねたところ、大会が当月に開催されることと、参加申込みが二、三日後に締め切られることが分かった。

そこですぐにC30班長に参加申込みはどうなっているか尋ねた。するとC30班長は、C32スタッフにチーム編成を一任している。既に同人がメンバー表を作成し参加申込みをしている旨答えた。

このメンバー表にはA27は入っていなかった。

なお、7月9日は雨のためこのソフトボール大会は延期され、11月7日に開催されたが、この日の大会にはA27は参加することができた。

8 勤務成績の査定

(1) 会社では従業員の勤務成績をABCDEの5ランクに分けて査定している。従業員の各ランクにおける割合はおおむねAが5%、Bが15%、Cが60%、Dが15%、Eが5%とされていた。

この査定は、前年の4月から当年の3月までの1年間を対象期間とし、労務課から各

課へ配布した査定用紙により、1次査定から3次査定までを行うこととなっている。1次査定は、班長、作業長が合議して業務処理能力など5、6項目の査定項目について行い、2次査定では係長が1次査定の修正と各職場間の調整を行い、3次査定では課長が各係間の調整を行うことになっている。

この査定用紙は、労務課で集約し、一覧表を作成して全社的な調整を行い、従業員の成績ランクを決定していた。そしてこの成績ランクに基づき、各従業員の昇給額を定め、その年度の基本給を決定していた。

(2) 昭和58年度の査定では、昭和58年4月始めに査定用紙を各課に配布して同月20日ごろには労務課で集約しており、同月末日ごろには全社的な調整を終えていた。そして5月の連休明けには電算機に入力して同月10日ごろには昇給辞令は作成されていた。

会社は同月20日、昇給辞令を従業員に交付した。

(3) 分会員のうち、5月19日に笠戸労組を除籍された25名の昭和56年度ないし58年度の成績ランクは表1のとおりである。

また、上記25名以外の29名の分会員の昭和56年度ないし58年度の成績ランクは表2のとおりである。

表1

氏名	S56	S57	S58
A1	C	C	
C33	C	D	D
A7	C	C	C
C34	D	E	E
C35	D	D	D
A2	D	D	D
C36	D	D	D
C37	D	E	E
C38	E	E	E
C39	C	C	C
C40	D	D	D
C41	C	C	C
C42	D	C	D
A26	C	D	C
A3	C	C	D
A6	D	E	E
A5	C	D	E
C43	B	C	C
C44	C	C	C
A27	B	C	D
A19	E	E	E
A4	D	D	D

表2

氏名	S56	S57	S58
A28	C	C	C
A29	C	C	C
A30	E	E	E
A18	C	C	C
A10	C	B	B
A9	C	C	D
A8	B	C	C
A31	C	C	C
A32	C	C	C
A11	C	C	C
A33	C	C	C
A20	D	D	D
A34	C	C	C
A35	D	D	D
A36	C	C	C
A37	C	C	C
A38	E	E	E
A21	C	C	C
A22	C	C	C
A23	D	D	D
A39	C	C	C
A40	C	C	C

C 45	E	E	E
C 46	D	E	E
C 47	C	C	C

A 41	C	C	C
A 25	D	D	D
A 12	D	E	E
A 42	C	C	C
A 13	D	C	D
A 43	E	D	E
A 24	B	D	D

第2 判 断

1 分会員に対する脱退懲憑

(1) C 2 班長の A 2 に対する発言

申立人は、昭和58年5月6日就業時間中にC 2 班長が分会の執行委員であり、かつ教宣部長であるA 2 に対して組合活動をやめるよう説得したが、この行為は分会の弱体化を図る被申立人の支配介入であると主張する。

これに対して被申立人は、C 2 班長の行為は知らないと主張するので、以下判断する。

前記第1-2のとおり、班長は下級職制であることが認められる。

また、前記第1-4-(1)で認定したC 2 班長のA 2 に対する発言は、A 2 が行っていた全造船を支持する活動をやめるよう説得したものと認められる。

ところで、下級職制の言動を使用者に帰責させるには下級職制が使用者の指示を受け、又は使用者の意を体して行動したか、あるいは使用者が下級職制の行動を知りつつその効果を享受しようとする意図のもとにこれを放置していた等の事実が必要であるが、本件の場合、C 2 班長の発言には会社の指示を受け、又は会社の意を体して行われたことをうかがうに足る疎明はないこと、同班長の発言を会社が知っていたとかがうに足る疎明はないことを併せ考えると、C 2 班長のA 2 に対する発言は会社に帰責させることはできない。

前記第1-4-(1)のとおり、C 2 班長は笠戸労組の職場委員であったと認められることから、同班長の発言は笠戸労組員としての発言と考えられる。

よって、申立人の主張は認めることはできない。

(2) C 4 の A 4 に対する発言

申立人は、昭和58年5月12日C 5 係長の指示を受けたC 4 が、就業時間中にA 4 に対して分会を脱退して笠戸労組に加入するよう働きかけたが、この行為は分会の弱体化を図る被申立人の支配介入であると主張する。

これに対して被申立人は、C 5 係長やC 4 の行為は知らないと主張するので、以下判断する。

前記第1-4-(2)のとおり、C 4 がA 4 に対して笠戸労組への加入を勧めたことが認められる。

しかし、C 4 は一般の従業員にすぎないこと、C 4 がC 5 係長の指示を受けたと認めるに足る疎明はないこと、C 4 の発言を会社が知っていたとかがうに足る疎明はないこと、更にC 4 は笠戸労組員であることを併せ考えると、C 4 のA 4 に対する発言は、会社に帰責させることはできず、笠戸労組員としての発言と考えられる。

よって、申立人の主張は認められない。

(3) C 6 班長の A14らに対する言動

申立人は、昭和58年5月20日、C 6 班長が A14らに対して就業時間中に分会から脱退することを強制し、就業時間後は A14らを笠戸労組の事務所へ連れて行き、誓約書を書かせたが、この行為は分会の弱体化を図る被申立人の支配介入であると主張する。

これに対して被申立人は、C 6 班長の行為については知らないと主張するので、以下判断する。

前記第 1 - 4 - (3) のとおり、C 6 班長が A14らに対して分会を脱退して笠戸労組に加入するよう勧めたため、A14らは同労組に加入したことが認められる。

しかし、C 6 班長は下級職制であること、C 6 班長の発言には会社の指示を受け又は会社の意を体して行われたとうかがうに足る疎明はないこと、同班長の発言を会社が知っていたとうかがうに足る疎明はないこと、更に C 6 班長は笠戸労組員であることを併せ考えると、C 6 班長の A14らに対する発言は、会社に帰責させることはできず、笠戸労組員としての言動と考えられる。

よって、申立人の主張は認められない。

(4) 5月23日の脱退懲憑

申立人は、昭和58年5月23日、分会員の氏名を会社に通知すると、会社はこれを悪用して、同日、C 8 係長を A 8 宅に、同係長と C 9 スタッフを A 9 宅に、C10 作業長を A10 宅に訪問させて分会から脱退するよう働きかけ、また、同日、第 1 号ドックで C 7 班長を A 9 に、C11 スタッフを A18 に対して分会から脱退するよう働きかけさせたが、これらの行為は、分会の弱体化を図る被申立人の支配介入であると主張する。

これに対して被申立人は、上記職制らの行為は知らないと主張するので、以下判断する。

ア C 7 班長の A 9 に対する発言

前記第 1 - 4 - (4) - ア のとおり、C 7 班長は課長の机上にあった組合員名簿の写しで部下の A 9 が分会員と知り、作業中の A 9 に対して脱退懲憑をしたことが認められる。

しかし、C 7 班長の発言が会社の指示を受け又は会社の意を体して行われたとうかがうに足る疎明はないこと、同班長の発言を会社が知っていたとうかがうに足る疎明はないこと、更に C 7 班長は笠戸労組員であることを併せ考えると、C 7 班長の A 9 に対する発言は、会社に帰責させることはできず、笠戸労組員としての発言と考えられる。

よって、申立人の主張は認められない。

イ C 8 係長の A 8 宅への訪問

前記第 1 - 4 - (4) - イ のとおり、C 8 係長が A 8 宅を訪問したが A 8 は不在であったことが認められる。

従って、C 8 係長の A 8 に対する脱退懲憑が行われたと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

ウ C 8 係長、C10 作業長、C 9 スタッフの A 9、A10 に対する言動

前記第 1 - 2 のとおり、係長、作業長は下級職制であり、スタッフは一般の従業員

であることが認められる。

また、前記第1-4-(4)-ウ、エのとおり、C8係長とC9スタッフがA9に対し、C8係長、C10作業長、C9スタッフがA10に対して脱退懲遷をしたことが認められる。

しかし、C8係長、C10作業長、C9スタッフの言動が会社の指示を受け又は会社の意を体して行われたとうかがうに足る疎明はないこと、この3名の言動を会社が知っていたとうかがうに足る疎明はないこと、更にこの3名はいずれも笠戸労組員であることを併せ考えると、これらの言動は会社に帰責させることはできず、笠戸労組員としての言動と考えられる。

よって、申立人の主張は認められない。

エ C11スタッフのA18に対する言動

前記第1-4-(4)-オのとおり、C11スタッフは課長の机上にあった組合員名簿の写しでA18が分会員と知り、帰宅後A18に対して脱退懲遷をしたことが認められる。

しかし、C11スタッフの言動が会社の指示を受け又は会社の意を体して行われたとうかがうに足る疎明はないこと、C11スタッフの言動を会社が知っていたとうかがうに足る疎明はないこと、C11スタッフは笠戸労組員であること、A18とは親密な間柄であることを併せ考えると、C11スタッフのA18に対する言動は、会社に帰責させることはできず、笠戸労組員及び友人としての言動と考えられる。

よって、申立人の主張は認められない。

オ 組合員名簿の配布

前記第1-3-(14)のとおり、会社は分会から組合員名簿を受け取ると、直ちにその写しを管理職に配布していることが認められる。

従来、会社は組合が提出した書面は管理職に配布していたこと、この組合員名簿の写しを配布したことに下級職制らに脱退懲遷をさせる意図があったと認めるに足る疎明はないことを併せ考えると、この名簿の配布も従前と同様の取扱いを行ったにすぎず、それ以外の特段の意図をうかがうことはできない。

よって、申立人主張の悪用があったと認めることはできない。

(5) その他の脱退懲遷等

以上の脱退懲遷のほかに、前記第1-4-(5)のとおり、昭和58年4月30日、C12作業長がA12に、5月12日、C13守衛がA3に、5月14日、C14がA13に、5月20日、C15がA12に、5月23日、C7班長がA10に、同日、C16班長、C17がA11に、5月25日、C18作業長がA19に、5月27日、C10作業長がA20に、5月の末ごろ、C19班長がA21らに、5月30日、C20係長がA3に、6月7日、C21作業長らがA24に、6月11日、C20係長がA25に対して、それぞれ全造船ないし分会に対する自己の考えを述べていることが認められる。これらの発言は、いずれも分会からの脱退懲遷をしたもの又はそれを意図したものである。

しかしながら、この脱退懲遷等については、それを行った者はいずれも下級職制らであること、その脱退懲遷等が会社の指示を受け又は会社の意を体して行われたとうかがうに足る疎明はないこと、その脱退懲遷等を会社が知っていたとうかがうに足る疎明はないこと、更に脱退懲遷等をした者はいずれも笠戸労組員であることを併せ考えると、

いずれも会社に帰責させることはできず、笠戸労組員としての行動と考えられる。

2 A 5、A 6の残業

申立人は、C22班はC23班の応援加勢を受けて残業を行っていたにもかかわらず、A 5、A 6を昭和58年5月25日から8月11日までの間、残業のないC23班で就労させて残業手当を得させなかったが、このことは二人が分会員であることを理由とした被申立人の差別取扱いであると主張する。

これに対して被申立人は、分会員であることの故をもって残業の差別取扱いを行った事実はないと主張するので、以下判断する。

前記第1-5-(5)のとおり、A 5、A 6がC23班で就労したのは昭和58年5月17日から8月11日ごろまでの間であることが認められる。

また、前記第1-5-(1)のとおり、A 5、A 6の所属するC22班はC23班と同様新造船の配管工事を行っており、両班は多忙なときには班員を融通し合うなど、互いに協力し合う関係にあったことが認められる。

前記第1-5-(4)のとおり、当時C23班が行っていた新造船工事に二人ほど作業させる必要が生じたものの、C23班員は教育訓練の期間が決まっていたため、C22班に班員の融通の要請がなされたところ、C22班も同様に教育訓練を行っていたのであるが、A 5、A 6の教育訓練の区切りが丁度良かったため、この二人が融通の対象とされたことが認められる。

次に、前記第1-5-(6)、(8)、(9)のとおり、A 5、A 6は5月17日から7月8日までの間は残業はなかったが、7月9日以降は他のC22班員と同様残業を行っていることが認められる。

また、2か月程度残業のなかったことは、前記第1-5-(3)のとおり、5月以前にもあり、むしろ残業のある月の方が少なかったことが認められる。

その他A 5、A 6が分会員であることの故をもって残業の差別が行われたと認めるに足る疎明はない。これらのことを併せ考えると、A 5、A 6が分会員であることを理由として被申立人が残業の差別取扱いを行ったと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

3 年次有給休暇への振替え

(1) A 7の年次有給休暇

申立人は、従前は欠勤の連絡をしなくても出勤後年次有給休暇の申出をすればそれが認められていたにもかかわらず、A 7が昭和58年5月26日の欠勤を、翌日、年次有給休暇として届け出たところ、C25係長、B 5課長ともA 7が欠勤の連絡をしたことが確認できるまで年次有給休暇の承認をしなかったが、このようにC25係長とB 5課長が欠勤の連絡の有無を問題にして速やかに年次有給休暇を認めなかったのは、A 7が分会員であることを理由とした被申立人の差別取扱いであると主張する。

これに対して被申立人は、無届欠勤を年次有給休暇にすることは認めておらず、欠勤の連絡があったことが確認されるまで年次有給休暇を認めなかったものであると主張するので、以下判断する。

前記第1-6-(3)のとおり、就業規則では届出欠勤のみを年次有給休暇に振り替えることができるよう運用されていたのであって、無届欠勤を年次有給休暇に振り替えるよ

うな慣行はなかったことが認められる。

そして、前記第1-6-(1)のとおり、A7は5月26日の欠勤当日にA26に欠勤の連絡をしていること、A26はその連絡を上司に報告していなかったことが認められる。また、C25係長は、当初、欠勤の連絡がないことを理由に年次有給休暇への振替えを認めようとしなかったが、欠勤の連絡があったことが判明した時点では年次有給休暇の承認をしていることが認められ、このことはB5課長においても同様である。

以上のことから分かるとおり、C25係長、B5課長が年次有給休暇を承認するに至るまで時間を要することとなったのは、A26が欠勤の連絡を上司に報告しなかったため齟齬を生じ、連絡の有無を確認する必要があったことによるものである。これらのことを併せ考えると、A7が分会員であることを理由として被申立人が年次有給休暇への振替えに差別取扱いを行ったと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

(2) A27の年次有給休暇

申立人は、A27が昭和58年5月30日の欠勤を、翌日、年次有給休暇へ振り替えるよう申し出たところ、C27作業長、C29係長は、欠勤の連絡の有無にかかわらずその振替えを認めていた従来の慣行に反してこれを拒否したが、この年次有給休暇の振替えの拒否は、A27が分会員であることを理由とした被申立人の差別取扱いであると主張する。

これに対して被申立人は、A27の欠勤は無届欠勤であり、無届欠勤を年次有給休暇に振り替える慣行はなく、就業規則上も認めていないと主張するので、以下判断する。

前記第1-6-(2)のとおり、A27は欠勤の連絡をした事実がなかったため、無届欠勤にされたことが認められる。

また、前記第1-6-(3)のとおり、無届欠勤の年次有給休暇への振替えができるような慣行はなかったことが認められる。これらを併せ考えると、A27が分会員であることを理由として被申立人が年次有給休暇への振替えに差別取扱いを行ったと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

4 ソフトボール大会の開催

申立人は、C27作業長が班長らに指示して昭和58年7月9日の会社主催のソフトボール大会の開催日をA27、C37、C44、C34、C47、A29、A28に知らせず、A27らをこの大会に参加させないようにしたが、このことはA27らが分会員であることを理由とした被申立人の差別取扱いであると主張する。

これに対して被申立人は、ソフトボール大会は会社主催ではなく、各職場のレクリエーション担当者が自主的に行っているもので、会社は介入しておらず、C27作業長の行為は知らないとして主張するので、以下判断する。

前記第1-7-(1)のとおり、7月9日開催予定のソフトボール大会は、船殻課員の親睦のための行事であって、課のレクリエーション委員が企画運営し、大会の費用は課員が自主的に賄っていることが認められることから、この大会は会社主催の行事ではない。

次に、前記第1-7-(2)のとおり、大会の開催通知は2か所の掲示板に張り出されていたが、A27は掲示板を見ていなかったことが認められる。また、分会員以外の船殻課員に対して掲示板以外に開催通知がなされていたとの疎明はない。これらのことを併せ考える

と、結局A27が大会の開催を知らなかったのは掲示板を見なかったことによるものであり、分会員として差別されたことによるものではない。

更にC27作業長が班長らに対して分会員を参加させないよう指示したとの疎明はないこと、A27以外のC37、C44、C34、C47、A29、A28に対してソフトボール大会の参加の差別が行われたとうかがうに足る疎明は全くないことを併せ考えると、A27らが分会員であることを理由として、被申立人がソフトボール大会の参加に差別取扱いを行ったと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

5 勤務成績の査定

申立人は、会社が昭和58年度の勤務成績の査定において、分会員を他の従業員と比較して低く評価し、昭和58年5月20日の賃金配分の差別を行ったが、このことは分会員であることを理由とした被申立人の差別取扱いであると主張する。

これに対して被申立人は、分会員であることの故をもって低く評価するという差別は行っていないと主張するので、以下判断する。

前記第1-8-(2)のとおり、昭和58年度における従業員の勤務成績の査定は、4月末日ごろには終わっていたことが認められる。

また、前記第1-3-(11)、(13)のとおり、会社は分会員のうち、6名については5月6日に分会からその氏名の通知を受けており、この6名を含む25名については5月19日に笠戸労組から除籍した旨の通知を受けていることが認められる。その他の29名の分会員については前記第1-3-(14)のとおり、会社がその氏名を知ったのは5月23日であることが認められ、それ以前に会社がこれらの者の氏名を知っていたとの疎明はない。

次に、笠戸労組を除籍された25名の成績ランクは前記第1-8の表1のとおり、旧分会の分裂前の昭和57年度にはCが10名、Dが8名、Eが7名である。そして昭和58年度ではランクの不明な1名を除き、CからDへ下がった者が3名、DからEへ下がった者が1名いるが、DからCに上がった者も1名おり、その他の者は前年度と同じランクにある。

更に、上記以外の29名の分会員の成績ランクをみると、前記第1-8の表2のとおり、昭和57年度にはBが1名、Cが19名、Dが6名、Eが3名である。そして昭和58年度ではCからDへ下がった者が2名、DからEへ下がった者が1名いるほかは前年度と同じランクにある。

このように、昭和58年度においては分会員の大部分は前年度と同じ成績ランクにあるが、成績ランクの下がった者が7名いることが認められる。

しかし、この7名の者が分会に所属したことにより低く評価されたとうかがうに足る疎明はない。

しかも、昭和58年度の査定の対象期間内において、分会員が他の従業員と比較して勤務成績ないし勤務実績に差がないとの疎明はなく、他の従業員との間に査定上差が生じていることをうかがうに足る疎明もない。

これらのことを併せ考えると、被申立人が分会員を昭和58年度の勤務成績の査定において、分会員であることを理由として、他の従業員と比較して低く評価し、賃金配分の差別取扱いを行ったと認めることはできない。

よって、申立人の主張は認められない。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和61年3月13日

山口県地方労働委員会
会長 和田克己